

台湾古蹟と日本の各リノベーション活用の比較研究

Keywords

古蹟 国指定 直轄市定
縣市定 リノベーション

1. 研究背景・目的

親日国で知られている台湾（中華民国）は、日本統治時代や中国の文化など様々な文化を受け、現在の台湾の姿となっていた。そこで、台湾の伝統建築の中で、台湾古蹟として保存されている建物に注目し、リノベーションの方法、現在の日本のリノベーション後の文化財利用法を参考に違いを考察し、利用法利点の提案をすることを目的とする。

2. 研究方法

①現地調査、聞き取り

台湾調査

表1 調査日程1

日程	調査地	調査方法
2015/8/21	国立台湾博物館南門園区 松山文創園区 林安泰古厝	聞き取り・見学 見学 見学
2015/8/22	桃園景福宮 桃園忠烈祠 房里蔡泉盛号	見学 聞き取り・見学 聞き取り・見学
2015/8/23	霧峰林家	聞き取り・見学
2015/8/24	林百貨店 末廣町店舗住宅	聞き取り・見学 聞き取り・見学
2015/8/25	台南・西市場 (浅草マーケット)	聞き取り・見学 実測調査
2015/8/26	華山1914文創園区 蘆洲李宅	見学 見学

②文献翻訳

③聞き取り調査

表2 調査日程2

日程	調査地	調査方法
2016/01/05	板橋林家	見学
2016/01/06	板橋林家	聞き取り

3. 文化資産保存法

文化資産保存法は、1982年に制定された。その内容として、古蹟・歴史建築・集落・遺跡、文化景観、伝統技術、民族又は関連文物、国宝、重要古物、一般古物、自然地形の七つのカテゴリーを指定又は登録し保存している。文化資産保存法が施行以前は、文化資産相関法として日本の史跡名勝天然記念物保存法を参考にしていた。

3.1 古蹟

台湾の古蹟認定制度は、中華民国規定の文化資産保存法に基づいている。現在古蹟は、国指定古蹟、直轄市定古蹟、縣指定古蹟の3つのカテゴリーに分けられている。以前は国が古蹟登録制度を管理し、一級・二級・三級と分けられていたが、認定制度を各市町村長や県に任せたことにより、現在の3つのカテゴリーとなった。2013年古蹟登録数は台湾全土で、国指定古蹟が90件、直轄市定古蹟が385件、市定古蹟が292件、総数767件である。このうち直轄市定古蹟の霧峰林家を紹介する。

4. 台湾古蹟・霧峰林家

台湾の政治に大きく影響を与えた台湾五大家族（基隆顏家、板橋林家、霧峰林家、鹿港辜家、高雄陳家）の一つ霧峰林家、原籍は福建漳州府平和縣五寨墟莆坪社で林家第14世代目林石於が乾隆19年（1754）に台湾へ渡来した。林石於の次男甲寅が現在の台中霧峰に移住し、商売で資金をため、土地を購入開拓、小富豪となった。甲寅は資産を子供四人に分け、定邦（下厝）、奠國（頂厝）により現在の霧峰林家の姿になっていく。

4.1 大花廳

林家下厝の公共宴席場として利用されていた。光緒16年（1890）に施工し始め、光緒20年（1894）に完成した。林家の結婚、誕生日、吉事には劇団や音楽団をよび家族で楽しんだ。現在ではプロジェクションマッピングなどのイベントをし外部公開している。



図1 霧峰林家・大花廳



AK12002 朝倉 千翔

4.2 宮保第

林文蔡が咸豐8年（1858）の擴建宅邸時、まず宮保第の中落（現在宮保第の第三進正身及び左右内外の護龍）を建て、林文蔡の戦死後、英雄として称えられ、賞をもらい、林朝棟が同治9年（1870）から光緒9年（1883）の13年間で宮保第の第一進と第二進を完成させた。宮保第の後落については（第四進、第五進）着々と工事を進めていたが、光緒21年（1895）に日本が台湾を統治する前に急いで完成させた。しかし第四進については、1935年に誤って壊された。

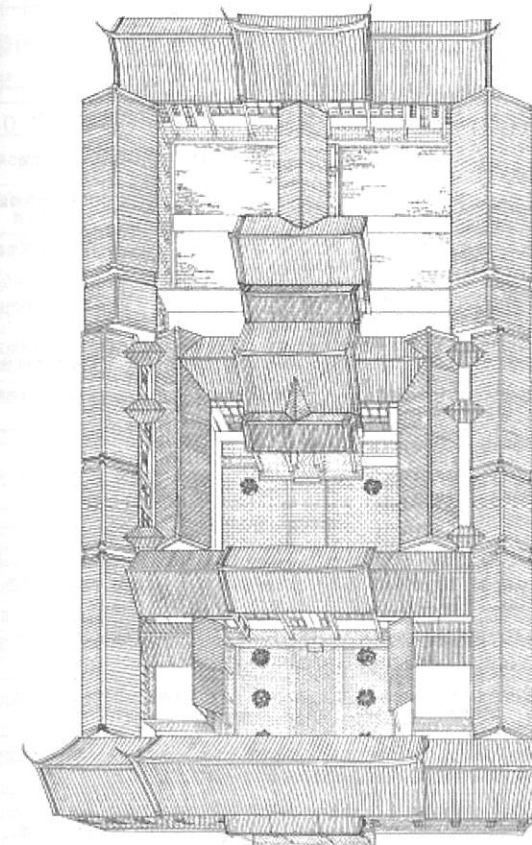


図2 霧峰林家・宮保第

5. リノベーションの種類

主に4つのカテゴリーを設定してリノベーションの種類と利用法を考察する。（以下の番号は7.8.9で使用）

① 一般公開（入場料なし）

1-1：機能不変

建設当時と変わらず同じ機能として利用している。

1-2：機能改

建設当時と違う機能として利用している。

例：台湾における神社、百貨店など

② 一般公開（入場料有）

2-1：機能不変

建設当時と変わらず同じ機能として利用している。

2-2：機能改

建設当時と違う機能として利用している。

③ 個人利用

台湾で国指定古蹟、直轄指定古蹟、指定古蹟を受けながら、現在も住んでいたりと店舗運営として、利用している。リノベーションも所有者の意思で行い古蹟認定の管轄から、補助金が出る。

日本では国重要文化財・有形文化財・区指定文化財・市指定文化財などを受けていながらも現在も住んでいたりと、店舗として利用しているものとする。

④ 一部機能不変利用

現在は古蹟登録されていないが、今後古蹟登録される予定で、機能が変わっていないもの。

例：浅草マーケット（台南）

現在でもマーケットとして利用されており、一軒一軒所有者がいる。しかし、火災などで、木造だったのが鉄筋コンクリート造に改築。現在でも木造の一部が見られる。さらに、浅草マーケットの一部は4階、5階と増築し、住宅として利用している。

日本では、現在文化財登録はされていないが現在申請中で文化財となり得るもの、又は建築物の一部が現在文化財として登録されているものとする。

6. リノベーション後の活用分類

主に4つのカテゴリーに設定し、リノベーション後の外部への情報公開や建築物への集客方法などについて考察する。（以下の番号は7.8.9で使用）

I Web site

I-1 個別サイト（以下個別と略す）

建築物各々に個別のサイトがある。

I-2 グループサイト（以下グループと略す）

グループサイト内の一部に建築物の紹介され、アクセスの仕方、施設の紹介が特設されている。

例：区のWeb site・都のWeb site・東京都〇〇協会・公益財団法人etc

I-3 Web site無し

II 見学予約

II-1 見学予約有

II-1-①：Web予約

II-1-②：電話予約

II-1-③：Mail予約

II-2 見学予約無し

III 現地ガイド・説明員の有無

III-1： 現地ガイド・説明員有り

III-2： 現地ガイド・説明員無し

IV イベント時の呼びかけ

IV-1： ポスター

IV-2： Web site

IV-3： 連絡

IV-4： その他

7. 工場・神社の概要

表3 台湾工場・神社・百貨店一覧

台湾・民衆文化財一覧												
番号	名称	指定区分	種別	Web site 予約サイト	ガイド	指定年代	入場料 有無	年間 入場者	イベント時 の呼びかけ	詳細	所有者	住所
1	国立台湾博物館南門園区(旧専売局庁舎・樟樹工場)	国指定古蹟	①1-2	グループ Ⅱ-1-①	Ⅲ-1	1998年	20円	430537人 民国103年	Ⅳ-1 Ⅳ-2	以前は樟樹・食塩・煙草・酒の工場であった。国有財産局が台湾古蹟として改築し、博物館とした。	國立臺灣博物館	台北市南昌路一段1號
2	松山文創園区(旧煙草工場)	直轄指定古蹟	①1-2	個別 Ⅱ-1-②	Ⅲ-1	2001年	なし	5540794人 民国104年	Ⅳ-2 Ⅳ-4	日本統治時代に台湾总督府専売局松山煙草工場として建てられた。需要がなくなり生産停止し、2011年に一般公開。	台北市文化基金會	台北市信義区光復南路133號
3	桃園景福宮	国指定古蹟	①1-1	個別 Ⅱ-2	Ⅲ-1	1985年	なし		Ⅳ-4	1961年廟が復原のため、景福宮重修委員会が設立、1975年に桃園縣核定成立協助管理委員会を設立し国が管理。	桃園縣政府文化局	桃園縣桃園市中山路184號
4	桃園忠烈祠(旧桃園神社)	国指定古蹟	①1-1	グループ Ⅱ-2	Ⅲ-1	1994年		22000人	Ⅳ-4	1986年に復原し今でも残っている。1985年に桃園縣政府は取り払おうとしたが建築界の人たちに反対。文化資産として残した。	桃園縣政府文化局	桃園市桃園區成功路三段200號
5	林百貨店	直轄指定古蹟	①1-2 ①1-1	個別 Ⅱ-1-②	Ⅲ-1	1998年	なし	休日5000人 平日2500人	Ⅳ-2 Ⅳ-4	1932年百貨店として開幕。当時では珍しいRC造として建設、1945年以降警察署の事務所として利用、2013年百貨店として再開業。	財團法人台南企業文化藝術基金會	台南市中西区忠義路二段63號
6	華山1914文創園区(旧酒造工場)	直轄指定古蹟	①1-2	個別 Ⅱ-1-②	Ⅲ-1	2003年	なし		Ⅳ-1 Ⅳ-2	1914年に酒造工場として建設。日本人が運営し、戦後国民政府が受け継ぐ。1987年に工場停止。1999年に改修し、一般公開。	財團法人台湾文創發展基金會	台北市中正区八德路一段1號

8. 住宅・マーケットの概要

表4 台湾住宅・マーケット一覧

台湾・民衆文化財一覧												
番号	名称	指定区分	種別	Web site 予約サイト	ガイド	指定年代	入場料 有無	年間入場 者	イベント時 の呼びかけ	詳細	所有者(管理者)	住所
1	林安泰古厝 (公園に移築復原)	直轄指定古蹟	②2-2	個別	Ⅲ-1	2000年	なし	100000人	IV-2	1754年林欽明が台湾に渡来し台北市に住宅を建設。2000年政府民制局が林安泰古厝民族文物館として復原、一般公開。	台北市政府民政局	台北市濱江街5号
			Ⅱ-1-③	IV-4								
2	霧峰林家	直轄指定古蹟	②2-1	個別	Ⅲ-1	1985年	250円	200000人	IV-1	林石於が1754年台湾に渡来。1837年草厝を建設。90年かけて全休像完成。1999年台湾大地震により、殆どの建物が半壊・全壊。	林本堂股份有限公司 阿草霧文化基金 會	413台中市霧峰區 民生路26號
			②2-2	Ⅱ-1-①					IV-2			
3	末廣町店舖住宅	直轄指定古蹟	③	I-3 Ⅱ-2	Ⅲ-2	1998年				林百貨店に連続した町屋建築。1931年に竣工。現在店舗住宅で経営して個人で所有。修復は政府から50%の補助金ができる。	個人	台南市中西区忠義 路二段
	台南・西市場 (浅草マーケット)	直轄指定古蹟	④	I-3	Ⅲ-2	一部 (近年)				1905年台南で一番の市場として日本人向けに建設、当時は木造。1945年空爆で一部損傷RCとして修復。木造の部分も健在。	個人	台南市西区西門路
				Ⅱ-2								
5	蘆洲李宅 (李友邦將軍記念 館)	國指定古蹟	②2-2	個別 Ⅱ-1-①	Ⅲ-1	1985年	100円		IV-1 IV-2	1857年に李氏が台湾に渡来し邸宅建設。李氏第五世は將軍で、戦争で戦死し、貴をもらい現在の姿に発展。2006年一般公開。	蘆洲李宅古蹟維護 文教基金會	新北市蘆洲區中正 路243巷19號
6	板橋林家	國指定古蹟	②2-2	個別	Ⅲ-1	1985年	なし		IV-2	林氏の始祖・林應寅は1778年台湾に移住。林平候は米屋で奉公、後に商売を成功、献金し官位を授与。1985年古蹟認定。	新北市政府文化局	新北市板橋區西門 街9號
				Ⅱ-1-②					IV-4			

9. 東京都文化財登録の公開民家・財閥系建築物概要

表5 東京都公開民家・文化財・財閥系建築物

東京都公開民家・文化財一覧									
番号	名称	指定区分	種別	詳細					
1	旧朝倉家住宅	国指定・重要文化財	②2-2	朝倉家は、明治以降精米業をはじめ米穀販売や土地経営により発展。住宅は猿楽町の南西斜面を利用して1919年に建設。御殿、内向きの座敷、茶室など機能に応じ異なる意匠でまとめられた良質の建物と、庭園が保存。関東大震災以前に遡る数少ない和風住宅。					
2	旧渋沢家飛鳥山邸	国指定・重要文化財	②2-2	旧渋沢家飛鳥山邸は暖依村荘と呼ばれた渋沢栄一の邸宅。かつて本邸住宅や茶室等の建物あり、昭和20年の空襲で建物が焼失。晩香廬、青淵文庫は戦災を免れた。晩香廬は、渋沢栄一の喜寿を記念して清水満之助が贈った建物で、1917年に竣工。					
3	旧古河氏庭園	国指定・名勝	②2-2	ジョサイア・コンドル設計の洋館、洋風庭園は、小川治兵衛作庭の日本庭園は1918年に竣工。飛鳥山の台地、斜面地、低地を自然地形を巧みに利用した庭園。左右対称のフランス整形式庭園、水盤、イタリア露壇式庭園が台地上から斜面地に展開し、洋館と調和。					
4	旧朝倉文夫氏庭園	国指定・名勝	②2-2	旧朝倉文夫氏庭園は、彫刻家朝倉文夫の居宅とアトリエに付設された庭園。1907年にアトリエ兼自宅を建設し、増改築をし、1910年には完成。中庭、屋上菜園をはじめ、複数の前庭などで構成された庭園は、朝倉文夫の芸術思想である自然観が反映。					
5	旧岩崎家住宅	国指定・重要文化財	②2-2	三菱の創始者岩崎彌太郎は、牧野氏より邸宅を購入、1882年に移住。弥太郎の死後、洋館、和風住宅を中心とする私邸を建設。洋館と撞球室は、ジョサイア・コンドルの設計、明治29年に竣工。木造2階建、地下1階、洋館はイギリス17世紀初頭のジャコビアン様式を基調。					
6	一之江名主屋敷	都指定・史跡	②2-2	一之江名主屋敷と呼ばれる田島家、江戸川区の中央付近の春江町に位置。春江町付近は、沖積低地のため陸化が進まず、新田開発は江戸時代から。一之江新田の開発は、江戸川下流の土豪的農民たちの共同作業。新田開発や村落の指導者となる					
7	旧安田庭園	都指定・名勝	②2-2	この庭園は隅田川の水を引いた汐入庭を有する廻遊式庭園。安田財閥の創始者安田善次郎により、1894年に新たに作庭。1922年に安田氏が亡くなり、故人の遺志により東京市に寄贈、一般に開放。民間篤志家の寄付により公開された最初の和風庭園。					
8	旧島津公爵家袖ヶ崎本邸洋館	都指定・有形文化財	②2-2	旧島津公爵家袖ヶ崎本邸洋館は、旧鹿児島藩主、公爵であった島津家の邸宅として、1917年完成。ジョサイア・コンドルの設計、古典様式を基調とした優れた意匠。円弧状の列柱廊を持つバルコニー、白タイルを用いた外装が特徴。関東大震災以前の近代建築として貴重					
9	旧前田家本邸	国指定・重要文化財	②2-2	旧前田家本邸は、旧加賀藩主前田家の本邸。16代当主前田利為が大正15年に本郷から駒場への本邸移転を決定。昭和4年に洋館、同5年に和館が竣工。洋館は、英国風の重厚な意匠で、家政の諸室も取り込んで、洋館だけで日常の生活が完結。					
10	旧朝香宮邸	国指定・重要文化財	②2-2	旧朝香宮邸は白金台に位置し朝香宮鳩彦王の住宅として1933年に竣工。設計は宮内省内匠寮工務課、権藤要吉。主要室の内装設計はアンリ・ランバが担当。外観は装飾を排した意匠、内部はガラスのレリーフ、壁面などで装飾。本館は、アール・デコ意匠。					
11	宮野家主屋	区指定有形文化財	②2-2	主要構造部の根本的な改築や移設がなく、建築当初の姿を今に伝える。間取りは四ツ間型で現在畳敷き、板敷きで構成。東側部分も旧来は土間。外観上では、茅葺を銅板葺に改める。間取りから考察し、江戸時代の1789年から1804年以前と思われる。					
12	旧江戸川乱歩邸	区指定有形文化財	②2-2	乱歩は1934年、立教大学に隣接する住宅に移住、死去まで住み続ける。書庫兼書斎の土蔵は幻影城と呼ばれ資料、蔵書を保管。壁は江戸文学等の本で埋め尽くされる。立教大学は2002年3月、土蔵・住宅と多くの蔵書・資料を購入、土蔵を住んでいた当時の姿に修復。					
13	清澄庭園	国指定・名勝	②2-2	三菱財閥の創始者・岩崎弥太郎が1878年に下総関宿城主・久世大和守の下屋敷や紀ノ国屋文左衛門の館跡の土地買い、造園工事を開始。1891年に廻遊式林泉庭園が完成。1880年4月深川親睦園と命名。三菱社員の慰安や内外賓客を招き接待する場として利用。					
14	六義園	国指定・名勝	②2-2	明治の初年に三菱財閥の創業者・岩崎弥太郎が六義園を購入、維新後庭園に整備が施され、周囲を赤煉瓦の塀で囲んだ。その後は関東大震災による被害もほぼ受けず、1938年東京市に寄贈、以後一般公開。					
15	三井倶楽部	指定なし	②2-2	三井家の迎賓館としてジョサイア・コンドルが設計。大正2年12月竣工。関東大震災の際受けた損傷を、昭和4年に原型を崩すことなく改修。第2次大戦の戦禍を免れ、昭和20年米軍により米軍将校クラブとして使用、返還後は整備し三井企業の会員制倶楽部として再生。					
16	開東閣	指定なし	②2-2	1889年岩崎久弥が、伊藤博文の邸宅地を購入、岩崎弥之助が駿河台の本堤から和風邸宅と釈迦堂を移築、現在の洋館を新築、1966年に完成。晩年を過ごした。太平洋戦争中の空襲の却火を並び、多くの建物が焼失、三菱各社の協力で修復が進められた。					

10. 台湾古蹟・日本の文化財の情報公開の比較

10.1 台湾古蹟の情報公開

台湾古蹟などの場所は個別ウェブサイトの特設してる場所が多い。また、ウェブ利用がとても上手く、予約サイトが特設されている。特に、霧峰林家の予約サイトでは時間などを指定でき、ガイドも予約することが出来る。霧峰林家の予約サイトでは、個人情報を入力するため、イベント時にその情報にイベントの案内を送っている。さらに、蘆洲李宅では、子供の生誕一年を記念するイベント(抓包)があり、生誕一年イベントを予約できるサイトがある。台湾の古蹟でウェブサイト自体がなかった場所が主にマーケットや個別店舗住宅だった。ガイドもボランティアガイドが多かった。

10.2 日本の公開民家・文化財・財閥の情報公開

日本の公開民家・文化財・財閥では、個別サイトよりグループサイトの一部に特設してる。特に公開民家で多く見られた。グループサイトでは主に、建物の情報は少なく、アクセスのみの情報だけや、問い合わせの覧のみの場所が多かった。予約サイトを設置している場所は少なくウェブ上で予約できる場所は今回の調査では見つからなかった。さらに財閥系は、個別サイトはあるが外部に公開してない場所や会員制となっており、会員でないとサイトを閲覧できない場所もあった。

11. 皇居ツアー

公開民家等ではないが、実際に見学ツアーを行っている場所に行ってみた。宮内庁が行っている見学ツアーで皇居、京都御所、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮を見学することが出来る。説明員もいてポイントごとに止まって説明してくれるが、自由行動はできない。見学時間を皇居の場合およそ1回につき1時間半だった。宮内庁のウェブページから日時を指定し、1人から参加申し込みができる。皇居の場合最大300人まで参加できる。参加申し込みの際には、個人情報を入力するが、イベント時には、特別にイベント情報が来ることはない。



図3 宮内庁

12. 総括

台湾古蹟はウェブサイト上で情報発信するのがとてもうまく、特に地方にある霧峰林家は、予約サイトを上手く活用して双方向にアクセスできるようにしている。また、情報公開をウェブページだけではなく、台湾古蹟登録されているところは、Face bookの利用も日本より比較的多かった。一方日本の公開民家・文化財・財閥などはグループページが存在が多く予約システムを行う場所が特に少ない、双方向にアクセスができない。個別ウェブサイトも少ないので、その建物の歴史や特徴、見どころなどがわかりにくいと感じられる。東京の公開民家も台湾古蹟と同様に個別ウェブページの作成、予約サイトの活用を行えば、より日本の文化財について振興を深めることができ、歴史的建造物に興味を持つ方々が増えると思われる。

参考文献

- 1) 台湾霧峰林家 建築図集 下厝編
- 2) 台湾霧峰林家 建築図集 頂厝編
- 3) <http://www.wufenglins.com.tw/>
- 4) <http://www.luchoulee.org.tw/web/index.php>
- 5) <http://sankan.kunaicho.go.jp/>
- 6) その他各調査地のウェブページ・東京都のウェブページ・各区のウェブページ